

## 身障者等減免オンライン申請 よくある質問

### Q1 オンライン申請の対象となっているのは、どのような方か？

A1 オンライン申請は、翌年度に課税される自動車税種別割について、事前に減免の申請を行うものです。今年度に課税される自動車税種別割については、窓口で申請してください。翌年度の自動車税種別割の減免申請が必要となる方は、具体的には下記のような方です。

- ・障がい者手帳の交付を受け、移転登録（名義変更）により中古車を取得された方。
- ・既に減免を受けている方で、既減免車を移転登録（名義変更）により処理し、自動車を取得された方。
- ・翌年度から減免車の入れ替えを希望される方。 等

### Q2 必要添付書類はどうやって提出するのですか？

A2 ログフォームで書類の画像を添付する必要がありますので、事前にスキャン等を行った上で申請にお進みください。スマートフォンで申請される方は、入力しながら必要書類の撮影を行うことが可能です。

※ 減免申請書は電子申請画面の設問項目に回答することで自動に作成されますので、事前にご用意頂く必要はありません。

### Q3 添付したい書類が複数ある場合はどのようにすれば良いですか？

A3 1つのPDFファイルにまとめる、圧縮ファイルにまとめる等、1つのファイルに複数の書類を格納してください。

### Q4 親や兄弟等の代理人が申請してもいいですか？

A4 構いません。代理の方の連絡先を、ログフォームに入力してください。（ログフォームの最後に、代理の方の連絡先の入力欄があります）

### Q5 承認後は、障がい者手帳に申請済である旨など、何も記載されないのですか？

A5 承認通知書と併せて、手帳に貼付していただくシールを郵送しますので、必ず手帳の余白に貼り付けてください。

### Q6 翌年度からの減免申請がオンラインの対象とのことですが、オンライン申請はいつまでにすればよいですか？

A6 3月31日23時59分までを申請期限としています。（行き違いにより納入通知書が発送される可能性がありますのでご了承ください）

**Q 7 軽自動車はオンライン申請できないのですか？**

**A 7** 軽自動車税種別割の減免は、お車を管轄する市町にお問い合わせください。  
軽自動車税環境性能割の減免は、オンライン申請をご利用いただけません。申請は窓口申請のみで、岐阜県自動車税事務所で受付を行っています。

**Q 8 申請を取り消す場合はどうすればいいですか。**

**A 8** 受付完了メールに、取り消す場合のURLがありますのでリンクし、取り消ししてください。申請状況が「受付」から「確認中」に変わった後は取り消しができなくなりますので、お電話ください。

**Q 9 申請ができていないか分かりません**

**A 9** 受付完了メールに記載のURLから、申請状況が確認できます。

**Q 10 受付完了メールが届きません**

**A 10** 迷惑メールフォルダ内に届いていないか確認をお願いします。

**Q 11 次年度以降の減免の継続も同様に電子申請するのですか？**

**A 11** (障害等の状況にお変わりない場合)  
・改めて申請いただく必要はありません。減免自動車を所有されている方に、1月下旬に状況を確認する「報告書兼申請書」(減免ハガキ)をお送りしますので「変更なし」とご回答いただくと減免が継続します。  
(障害等の状況が変わった場合)  
・状況が変わった旨「変更あり」と減免ハガキでご回答いただくと、翌年度の減免の継続は更新されませんので、その場合は改めて電子申請が必要です。

**Q 12 入力方法について不明な点がある**

**A 12** 岐阜県自動車税事務所課税管理係までご連絡ください。

連絡先：岐阜県自動車税事務所 課税管理係

TEL 058-279-3781 (内211~213)